Global Energy Policy Research | GEPR

GEPR??http://agorajp.com/??

????????????????????? ?????????????????

??? ?? · Tuesday, December 10th, 2019

??????11?18???

??????????????FIT???FIT??

Q1????????????????????????????????

未稼働案件へのこれまでの対応

第１回再エネ主力電源化制度改革小委員会（2019年9月19日）事務局資料より抜粋

問題点

○未稼働高額案件の滞留を放置する場合、以下のような問題が発生する。
- ✓**国民負担の増大**：高額案件が稼働することで、国民負担が増大。（一方、それが事業者の過剰な利益に。）
- ✓**コストダウンに歯止め**：事業者は、入札対象となる新規開発より、未稼働高額案件の発掘・開発を優先する。
- ✓**系統容量の圧迫**：未稼働案件に、系統が押さえられていることにより、新規案件の開発が停滞。

○**再エネの最大限の導入と国民負担の抑制との両立**を図るための措置が必要。

改正法における措置

改正FIT法（2017年４月）により、以下の措置を講じてきた。

①原則として2017年3月末までに**接続契約を締結できていない案件を失効**。これにより約2,070万kWが失効。

②**2016年８月以降に接続契約を結んだ案件には「認定から３年」の運転開始期限を設定**し、超過分は調達期間（20年間）を短縮。

接続契約をした案件の中にも、大量の未稼働案件が存在

追加的な措置

①過去（認定時点）の高いコストではなく、**運転開始時点でのコストを反映した適正な調達価格**を適用。
→ 一定の期限までに運転開始準備段階に入ったものは、従来の調達価格を維持。他方、間に合わなかったものは、運転開始準備段階に入った時点の２年前の調達価格（例：2019年度に運転開始準備段階に入ったもの ⇒ 2017年度21円/kWh）を適用。

②**「運転開始に向けた工事への着工申込みの完了から１年」の運転開始期限を設定**し、超過分は調達期間（20年間）を短縮。

5

??????????????????????????????????????

????????????????2012?2014???

??????????????????????????????????FIT????2017?4???2016?8?????????????????????3?????????????????????

????2019??

（参考）FIT制度における、認定の効力と契約解除に関する規定

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

（特定契約の申込みに応ずる義務）

第十六条　**電気事業者は、**自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電気的に接続し、又は接続しようとする認定事業者から、当該再生可能エネルギー電気について**特定契約の申込みがあったときは、**その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の**経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならない。**

（略）

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　**法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。**

（以下抜粋）

四　**特定契約申込者が、**次に掲げる事項を当該**特定契約の内容とすることに同意しない**こと。

チ　特定契約申込者に係る**法第九条第三項の認定**（以下この条において単に「認定」という。）**がその効力を失った場合に、**特定契約電気事業者が当該**特定契約を解除できる**こと。

リ　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な**接続に係る契約が解除された場合に、**特定契約電気事業者が、当該**特定契約を解除できる**こと。

六　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な**接続に係る契約において、**次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容としていないこと。

ロ　**認定がその効力を失った場合に、**特定契約電気事業者が、当該**接続に係る契約を解除できる**こととすること。

7

????????????????????

FIT??????????????????????????????????????

??

?????????FIT??

??

????FIT?????????????17??4?????????????“????????????????????????????????”????????????????????????????????????

??“????????????????”??

??FIT??

??

????????????????????????FIT????????????????????????????????

Q4:????????????????????????????????

（参考）海外における未稼働対応としての猶予期間及び措置

- 欧州各国のうち、稼働開始前に支援対象設備を決定する事前登録型のFIT制度や入札制度を施行している国では、**落札や事前登録から稼働開始までの期限（猶予期間）**を設けられている。
- **猶予期間内に稼働しなかった場合には、支援対象の権利を失効**する例が多い。
- 一方、フランスの太陽光発電の入札制度では、**遅延期間に応じて買取期間を短縮する措置や買取価格を引き下げる措置**が施行されている。

＜欧州主要国における支援制度の権利取得から設備稼働までの猶予期間の例＞

国	対象制度	猶予期間	取消要件
スペイン	● FIT/FIP制度（2013年に廃止）	● 事前登録から稼働開始まで ・太陽光発電　:**18ヶ月** ・その他再エネ発電:**36ヶ月**	● 落札から期間内に稼働しなければ、 ・FIT/市場プレミアム価格に係る権利を失効
ドイツ	● 入札制度【750kW超太陽光】（2017年～）	● 落札から稼働開始まで ・太陽光発電　:**24ヶ月** ● 18ヶ月以内に稼働しないと落札価格を0.3ユーロセント/kWh引き下げ	● 落札から期間内に稼働しなければ、 ・市場プレミアム価格に係る権利を失効 ・落札時に預けた担保の没収
イタリア	● 入札制度【陸上風力】（2016～17年）	● 落札から稼働開始まで**31ヶ月** ● 以降、24ヶ月以内の遅延は、遅延期間に応じて落札価格を毎月0.5%ずつ引き下げ	● 落札したものの期間内に稼働しなければ、 ・市場プレミアム価格に係る権利を失効 ・連系申込時に預けた担保の没収
フランス	● 入札制度【太陽光】（2013年～）	【250kW超太陽光】（2013～15年） ● 落札から稼働開始まで**22ヶ月** 【500kW～30MW太陽光】（2018年5月～） ● 落札から稼働開始まで**24ヶ月**	● 遅延した期間に**2倍**を乗じた期間、買取期間が20年間から短縮 ● 遅延期間に応じ、落札価格を1ヶ月あたり最初の6ヶ月0.025ユーロセント/kWh、7ヶ月目以降0.05ユーロセント/kWh引き下げ ※どちらも系統運用者の工事遅延による場合は、連系工事完了後2ヶ月以内に設置すれば免責

11

??

??

????????????????????????????????????2??

Q5:??????????????????????????????

系統活用に向けた未稼働案件への対応方針（案）

- 未稼働案件の長期放置による系統空押さえ問題に対応するため、事業が一定期間実施されない案件については、**FIT制度による支援措置が講じられなくなる事業が実施されないことを明確化するような措置を講じるべきではないか**。
- 具体的には、**現行の運転開始期限に係る措置に加えて、**他国の事例及び法制的な検討も踏まえつつ、**一定期間を経過しても運転を開始しない場合には、①認定を失効させる、②調達期間を短縮させ、調達期間が終了したものは失効と同様に扱う、といった法制的な措置を講じるべきではないか。**
- **まずは今後の新規認定案件については、こうした措置を導入することとし、既に認定を受けている未稼働案件**についても、今後、こうした制度が開始された日を起算点として、**未稼働の状態が一定期間継続するような場合には**、新規認定と同様の対応を取るべきではないか。
- この措置に合わせて、**FITの認定に係る支援が終了した未稼働案件**が放置されることにより新規参入を目指す事業者の系統利用が阻害されることのないよう、**FIT認定のために確保した系統容量が適切に開放されるような関連規定の整備を検討すべきではないか。**

12

??

- ??
- ??